

米沢市給与明細書の広告印刷に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要項は、財源の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市で使用する給与明細書への広告印刷に関して、米沢市有料広告掲載の取扱いに関する規程（平成18年米沢市告示第84号。以下「規程」という。）及び米沢市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「給与明細書」とは、米沢市が職員及び会計年度任用職員等に対して配布する給与明細書の用紙をいう。
- (2) 「印刷事業者」とは、給与明細書の広告掲載枠を買い取り、広告掲載を希望する企業等（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿の事前確認、校正、広告主との調整等、広告掲載に係る一連の業務を行い、米沢市が指定する用紙に広告を印刷して納品する事業者をいう。

(広告の基準)

第3条 広告主及び広告の内容の基準は、規程及び基準の規定によるものとする。

(広告主)

第4条 給与明細書に広告を印刷する事業者（以下「印刷事業者」という。）が募集する広告主は、市内に活動拠点を置く法人その他の団体若しくは個人事業主又はその他市長が認めるものとする。

(印刷事業者の募集方法)

第5条 市長は、印刷事業者の募集を市広報及びホームページにより行うものとする。

- 2 市長は、募集に際し、募集期間及び提出書類その他必要な事項について、募集要領で定める。

(印刷事業者の申込み)

第6条 広告印刷を希望する者は、前条第2項において定める募集要領に基づき市長に申し込まなければならない。

(印刷事業者の選定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、基準に基づき業務内容、実績、信頼性等を総合的に判断し、その結果を申込みをした者に対し、給与明細書広告印刷事業者選定結果通知書（様式第1号）により通知する。

(協定書の締結)

第8条 市長は、前条の規定に基づき印刷事業者を決定したときは、当該印刷事業者と給与明細書への広告印刷に関する協定を締結するものとする。

(協定期間)

第9条 協定期間は協定締結の日から令和9年3月31日までとする。

(作製上の注意事項)

第10条 印刷事業者は、広告主、広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けた後に給与明細書へ広告を印刷しなければならない。

2 印刷事業者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

3 印刷事業者は、給与明細書用紙の数量並びに納品時期及び場所について市長の指示に従わなければならない。

4 印刷事業者は、優先的に市内に本社、支社、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を掲載するよう努めなければならない。

5 印刷事業者は、本市規程、基準及び本要領に定められた事項を遵守しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第11条 市長は、前条第1項の承認を行うにあたり、必要があると認めるときは、広告主及び広告内容について、規程第9条第1項の規定により設置された米沢市広告審査会に諮るものとする。

(問題発生時の対応)

第12条 印刷事業者は、広告主又は広告内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告主又は広告内容が規程、基準その他法令に違反していると認めるとき、若しくはそのおそれがあると判断されるときは、印刷事業者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印刷事業者の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(2) 指定する期日までに給与明細書用紙の納入がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を印刷事業者が行わないとき。

(4) 印刷事業者が虚偽の申請をしたとき。

(5) 書面により印刷事業者の決定の取下げの申し出があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、給与明細書に広告を印刷することが不適切であると市長が判断したとき。

2 前項の規定により印刷事業者の決定を取り消した場合においては、市長は印刷事業者

に対し、その賠償の責めを負わない。

(広告収入)

第 1 5 条 給与明細書の広告によって得た収入は、米沢市に納入する広告掲載料を差し引いた残額を印刷事業者の収入とする。

(経費の負担)

第 1 6 条 給与明細書の広告募集、広告印刷に要する費用は、すべて印刷事業者の負担とする。

(その他)

第 1 7 条 この要項に定めるもののほか、給与明細書の広告印刷に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要項は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

総 務 第 号
令和 年 月 日

申込者
（住所又は所在地）

（氏名又は名称及び代表者氏名）
_____様

米沢市長

給与明細書広告印刷事業者選定結果通知書

このたびは、米沢市給与明細書広告印刷事業者募集へご応募いただきありがとうございました。

提出いただきました書類に基づき審査した結果、次のとおり決定しましたので通知いたします。

記

1 審査結果 米沢市給与明細書広告印刷事業者に { 選定します。
選定しません。}

（選定の場合）
今後、双方協議のうえ、協定書を取り交わすものとします。協定内容の詳細は、米沢市が提示した募集要領及び申込者からの申込書等をもとに決定いたします。